

東大阪市

再生資源集団回収手引き



環境部 循環社会推進課

【令和7年6月】

【問合せ先】

環境部 循環社会推進課

〒577-8521

東大阪市荒本北1丁目1番1号

TEL:06-4309-3199

FAX:06-4309-3829

もくじ

1. はじめに
2. 再生資源集団回収奨励金制度について……………1ページ
3. 集団回収の進め方……………2ページ
4. 各種書類説明(記入例)…………… 4ページ
5. 東大阪市再生資源集団回収業者名簿一覧……………12ページ
6. 再生資源集団回収奨励金交付要綱……………14ページ
7. 雑がみ図鑑……………18ページ

はじめに

みなさん、家庭から出る古紙類(新聞、雑誌・雑がみ、ダンボール)や古布(古着)類はどのように処分していますか。家庭ごみや、大型ごみとして捨てている方もいらっしゃるのではないでしょうか。

古紙類などを「ごみ」として捨てるのはとてももったいないことです。これらはリサイクルできる大切な「資源」であることをご存知でしょうか。

東大阪市では、地域団体のごみ減量の取組みである、古紙類のリサイクルを支援するために、平成3年から、再生資源集団回収奨励金制度を実施しています。これは、ごみの減量と資源の有効利用を図ることを目的に集団回収を行う、自治会や子供会などの団体に対して、奨励金を交付する制度です。

集団回収に取り組むことは、ごみの減量はもちろんのこと、地域のコミュニケーションを図ることもでき、奨励金は団体の活動資金として活用できます。

限りある資源を守るためにも、みなさんの積極的な取組みをお願いします。



再生資源集団回収奨励金制度について

対象団体となる団体は？

市内の子供会・自治会・婦人会・老人会など、営利を目的としない、おおよそ20世帯以上で構成されている地域住民団体。

※事業所・商店などの団体は対象外。

奨励金の対象となる品目は？



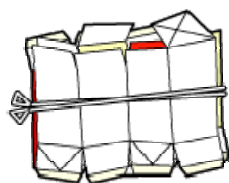
新聞



雑誌・雑がみ



ダンボール



紙パック



古布(古着)



アルミ缶



リターナブルびん

奨励金額は？

対象品目	奨励金額
新聞	1キログラムにつき5円
雑誌・雑がみ	
ダンボール	
古布(古着)	
紙パック	
アルミ缶	1キログラムにつき4円
リターナブルびん	

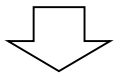
集団回収を始めるには、事前に団体登録が必要です。
団体登録の方法は次のページをご覧ください。

集団回収の進め方

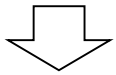


登録手続き

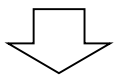
相談 (話し合い)



収集日・集積 場所の決定



業者選定



登録申請

集団回収を実施しようとする団体(子供会、自治会等)で実施方法や奨励金の活用方法について、話し合いをします。

役割分担をはっきりと決め、回覧板、チラシ、掲示板などを利用し、多くの人の参加を呼びかけてください。

収集日と集積場所を決めます。

「毎月〇日」「第〇曜日」のように定例化すると覚えやすいようです。

業者を選定します。業者は自由に選定してください。

※東大阪市再生資源集団回収業者名簿一覧(手引き12ページ〜)に掲載されていない業者でも結構です。

業者と回収日・集積場所等について打ち合わせを行います。

選定されれば、

東大阪市再生資源集団回収業者申請書(様式第6)

を業者に記入してもらいます。

市に次の書類を提出してください。

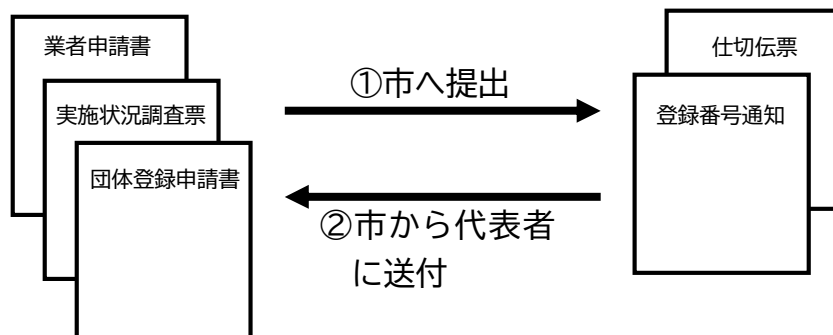
・東大阪市再生資源集団回収実施団体登録申請書(様式第1)(団体記入)

・集団回収実施状況調査票(団体記入)

・東大阪市再生資源集団回収業者申請書(様式第6)(業者記入)

→後日、市から登録番号が通知されます。

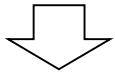
その際、東大阪市再生資源集団回収仕切伝票(様式第4)もお渡しします。



これで登録は完了です。
次は実施～申請の手続き

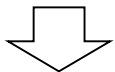
実施～申請手続き

検量



団体登録が完了したら、集団回収を実施します。
集まった再生資源(新聞、雑誌・雑がみ、ダンボール、古布(古着)、紙パック、アルミ缶、リターナブルびん)を回収業者に検量してもらい、
東大阪市再生資源集団回収仕切伝票(様式第4)
を記入してもらいます。
この仕切伝票は、奨励金を申請する際に必要ですので、大切に保管しておいてください。

交付申請



【申請時期】

上期(1月から6月までの実施分) → 7月末まで
下期(7月から12月までの実施分) → 1月末まで

年2回です

【提出書類】

- ・**東大阪市再生資源集団回収奨励金交付申請書(様式第2)**
- ・**集団回収事業実施内訳明細書(様式第3)**
- ・**再生資源集団回収仕切伝票(市提出用)(様式第4)**

→団体情報や活動状況を変更された場合は、変更届(様式第5)を提出してください。

- ・**東大阪市再生資源集団回収実施団体登録変更届(様式第5)**

※業者を追加、変更された場合は、上記の変更届(様式第5)に加え、回収業者申請書(様式第6)が必要です。

- ・**東大阪市再生資源集団回収業者申請書(様式第6)**

奨励金の交付

市が申請内容を審査、確認の上、届け出の口座に振り込みます。手続きには約1ヶ月かかります。

※奨励金交付申請に必要な書類は、上記申請時期が近づきましたら代表者もしくは書類送付等担当者へ送付します。

また、循環社会推進課のホームページからもダウンロードしていただけます。

※各申請書の記入の仕方は、次のページの記入例をご覧ください。

様式第1(第3条関係)

東大阪市再生資源集団回収実施団体登録申請書

令和 年 月 日

(宛先)東 大 阪 市 長

実施団体名 東大阪子ども会

代表者住所 東大阪市 荒本北1-〇-〇

現在の代表者の住所・
氏名・電話番号を
記入してください。

氏名 循環 太郎

電話番号 〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

東大阪市再生資源集団回収奨励金交付要綱第3条の規定により、次のとおり再生資源集団回収実施団体の登録を申請します。

集団回収を実施している地域の小学校区と
自治会名を記入してください

実施地域	住所：東大阪市荒本北1丁目付近 校区名(東大阪校区) 自治会名(東大阪自治会)
実施世帯数	50 世 帯
回収予定回数	年 12 回(月 1 回実施予定)
回収予定日	毎月第 3日 曜日、 その他()
回収品目 (該当品目を○で囲む)	①.新聞 ②.雑誌・雑がみ ③.ダンボール 4.古布(古着) 5.紙パック 6.アルミ缶 7.リターナブルびん
予定回収業者	〇〇〇商店 複数ある場合は全て記入してください TEL 〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
書類等送付先 (代表者以外の場合のみ)	担当者名： 住所： 電話番号： 代表者以外に書類の送付を希望する場合は 記入してください
備 考	

※ 添付書類 集団回収実施団体の会則又は役員構成・組織図、又はこれに類する書類

(注) 登録申請の際は、以下の書類も必要となります
 ・東大阪市再生資源集団回収業者申請書(様式6)
 ・集団回収実施状況調査票

営利を目的としない地域住民団体として、
活動していることが確認できる書類

東大阪市再生資源集団回収業者申請書

令和 年 月 日

(宛先)東 大 阪 市 長

回収業者の代表者の住所・氏名・
電話番号を記入してください。

業 者 名 〇〇〇商店
代表者住所 東大阪市荒本南1-〇-1
代表者氏名 〇〇〇 三郎
電話番号 ××(〇〇〇)〇〇〇

下記のとおり再生資源集団回収業者の申請をいたします。

記

従業員数	10人
車両保有台数	3台
今回実施回収団体名	東大阪子ども会 ※(団体登録番号 —)
回 収 品 目 (該当品目を○で囲む)	1.新 聞 2.雑誌・雑がみ 3.ダンボール 4.古 布(古着) 5.紙パック 6.アルミ缶 7.リターナルびん
回収後の搬入先 (再生事業者の住所・氏名など)	□□紙業 東大阪市荒本東〇〇-△△ 〇〇〇(□□)〇〇〇
市内既実施回収団体名	団体登録番号 — 団体名: 2-〇〇〇 東大阪自治会 1-〇〇〇 大阪東子ども会

今回、登録する団体以外で、東大阪市内で回収している
団体を記入してください。

集団回収実施状況調査票

令和 7 年 6 月 1 日

実施団体名	〇〇子ども会	集団回収実施地域を記入してください。 (町名など、詳しく記入してください。)
実施区域 (町名・マンション名)	〇〇町2丁目、3丁目、 〇〇マンション など	
回収品目	1.新聞 2.雑誌・雑がみ 3.段ボール 4.古布(古着) 5.紙パック 6.アルミ缶 7.リターナブルびん	
回収日時	毎月 第 1 日 曜日 午前 9 時 00 分 までに排出 その他(10月は秋祭りのため翌週に変更)	
注意事項 (いずれかに○)	雨天時等…(小雨決行・ 翌週 へ延期・中止) 祝日、年末年始等…(変更なし・ 1月は12月4週目へ変更・中止)	
排出場所	1.指定の回収場所に排出 2.マンションなど集合住宅のごみ・資源回収場所に排出 3.各家庭の前に排出 4.常設する古紙回収庫や回収ボックスなどに排出 5.その他() ※ 裏面に回収場所や回収区域の範囲が分かる地図や、説明書きを 記入いただくか、別途、地図を添付ください。	
回収活動の 周知方法 ※ 複数回答可	1.回覧板 2.地域の掲示板など 3.チラシ等の配布 4.町内放送 5.周知はしていない 6.その他()	

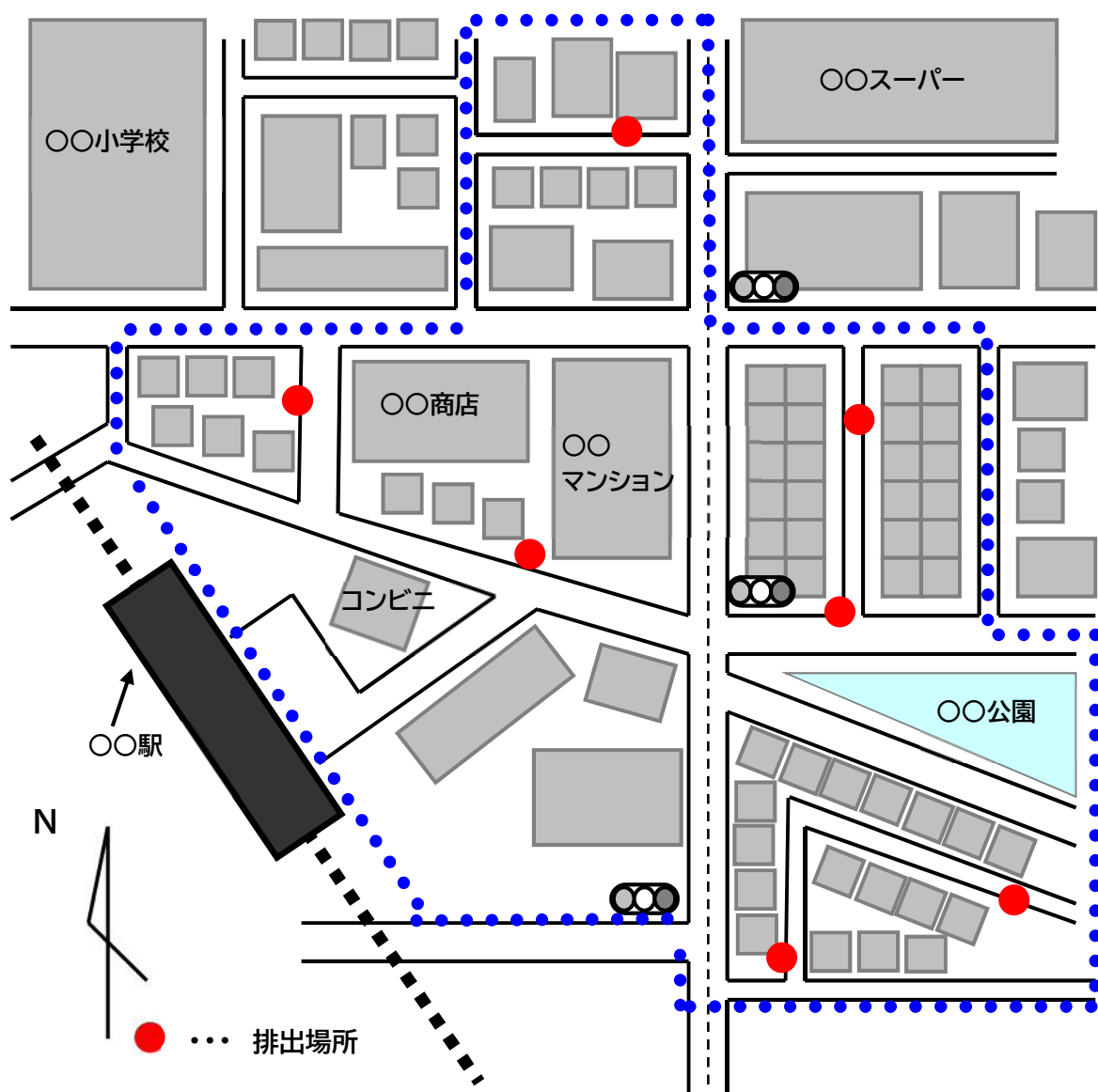
情報提供 ※ 古紙類の排出日時や場所 について市役所に問合せ があった場合は本調査票 の記載内容をご案内して おり一部情報はウェブサ イトで公開しています。	※ 問合せへの案内、ウェブでの情報提供を不可とする場合のみ、下記 にチェック(☑)を付け理由をお聞かせください。 (案内、情報提供が可能である場合は空白で結構です。)	
	☐ 問合せへの案内を 不可とする。	【不可とする理由】 ! 情報提供を不可とする場合のみ記入!
	☐ ウェブサイトでの情報 提供を不可とする。	【不可とする理由】 ! 情報提供を不可とする場合のみ記入!

現在、東大阪市では、470以上の集団回収団体が活動しており、多数の団体から情報提供に同意をいただいております。つきましては、可能な限り、情報公開について、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、代表者(担当者)様の個人情報をご公開することはありません。

裏面へ

【 排出場所・回収場所 】 (いずれかに○)

A. 以下に記入 B. 別に地図を添付



※ 回収場所や回収地域の範囲が分かる地図や、説明書きを記入いただくか、別途、地図を添付ください。

環境部 循環社会推進課
TEL 06-4309-3199
FAX 06-4309-3829

東大阪市再生資源集団回収奨励金交付申請書

令和 年 月 日

(宛先)東 大 阪 市 長

団体登録申請書と同じ団体名、市から発行された登録番号を省略せずに記入してください。

実施団体名 東大阪子ども会
市登録番号 1-〇〇〇
代表者住所 東大阪市荒本1-〇-〇

代表者の印鑑を押印。
捨印も押印ください。

現在の代表者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

氏名 循環 太郎
電話番号 〇〇〇(〇〇〇) 〇〇〇〇

捨 印

循環

東大阪市再生資源集団回収奨励金交付要綱第5条の規定により、次のとおり再生資源集団回収奨励金の交付を申請します。

実 施 期 間	令和(〇)年 上半期 (1月~6月) ・ 下半期 (7月~12月)	
回 収 量	新 聞	(内訳明細書)A kg
	雑誌・雑がみ	(内訳明細書)B kg
	ダンボール	(内訳明細書)C kg
	古布(古着)	(内訳明細書)D kg
	紙 パ ッ ク	(内訳明細書)E kg
	ア ル ミ 缶	(内訳明細書)F kg
	リターナルびん	(内訳明細書)G kg
	合 計	A+B+C+D+E+F+G kg
奨励金算出式:(新聞+雑誌・雑がみ+ダンボール+古布+紙パック+アルミ缶)×5円+(リターナルびん)×4円		
奨 励 金 額	(注) 合計の金額を記入してください。 訂正時は代表者の訂正印が必要です。 〇,〇〇〇 円	

なお、奨励金は下記預金口座に振り込まれます。

金融機関名	〇〇 銀行 信金・農協 △△ 支店
預 金 種 別	① 普通(総合口座を含む) 2 当座
口座番号	1234567
口座名義	フリガナ ヒガシオサカコトモカイ カイケイ カンキョウ ハナコ 東大阪子ども会 会計 環境 花子

口座名義に団体名が入っている場合は、団体名も省略せずに記入してください。フリガナもすべて記入してください。

※所定の「明細書」と「仕切伝票」を必ず添付して下さい。

場合や、代表者と異なる場合は下記【委任状】に記入してくだ

口座名義が登録の団体名と異なる場合や、代表者と異なる場合は、こちらの【委任状】を記入してください。

【委任状】

上記預金口座名義欄に記載の者を受任者として定め、集団回収奨励金を受領する権限を委任します。

代表者氏名 循環 太郎

代表者の印鑑を押印。

集団回収事業実施内訳明細書

令和 年 月 日

(宛先)東 大 阪 市 長

団体登録申請書と同じ団体名、
市から発行された登録番号を
省略せずに記入してください。

実施団体名 東大阪子ども会
市登録番号 1-〇〇〇

集団回収事業実施内訳書は次のとおりです。

回収日	品目	新聞	雑誌 雑がみ	ダンボール	古布 (古着)	紙パック	アルミ缶	リターナブル びん	合 計
/									kg
/									kg
/									kg
/									kg
/									kg
/									kg
/									kg
/									kg
/									kg
/									kg
/									kg
/									kg
/									kg
/									kg
/									kg
/									kg
/									kg
/									kg
/									kg
/									kg
合 計	A kg	B kg	C kg	D kg	E kg	F kg	G kg	すべての 合計	kg

各品目の合計 (A～G) およびすべての合計を交付申請書(様式第2)に記入してください。

3枚複写のうち

(団体控)・・・団体が保管

(市提出用)・・・申請書、内訳明細書とともに市に提出

(業者控)・・・業者が保管

(団体控)(市提出用)(業者控)の
3種類あります

様式第4 (第5条関係)

東大阪市再生資源 集団回収仕切伝票 (市提出用)

(団体名)

東大阪子ども会 様

令和 7 年 ○ 月 ××日回収

回収日ごとに仕切伝票を
作成してください。

(登録番号) 1 - 〇〇〇

(業者名)

東大阪〇×センター

(住所)

東大阪荒本北〇-〇-〇

(電話)

06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

品 目	数 量	業者の買取り単価 【 参 考 】
新 聞	4,000 kg	円/kg
雑 誌 ・ 雑 が み	1,500 kg	円/kg
ダ ン ボ ー ル	2,500 kg	円/kg
古 布 (古 着)	1,000 kg	円/kg
紙 パ ッ ク	150 140 kg	円/kg
ア ル ミ 缶	1,500 kg	円/kg
リターナブルびん	200 kg	円/kg
	kg	円/kg
合 計	10,850 kg	

誤って記入した場合は
複写となるように、
二重線で訂正してください。
※(市提出用)は直書き不可

※この伝票は東大阪市内の集団回収以外には使用できません。

(注 意 事 項)

1. カーボン紙(3枚綴り)を使用していますので、下敷きを入れて、ボールペンで強く記入してください。
2. 回収日ごとに記入してください。
3. 訂正される際は複写となるように、2重線で訂正してください。

この伝票は東大阪市へ奨励金を申請するときまで大切に保管してください。

(市提出用)

東大阪市再生資源集団回収実施団体登録変更届

令和 年 月 日

(宛先)東 大 阪 市 長

団体登録申請書と同じ団体名、市から発行された登録番号を省略せずに記入してください。

代表者が変わる場合は、旧代表者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

変更した項目に☑(チェック)をし、変更後の情報を記入してください。

実施団体名 東大阪子ども会

登録番号 1-0000

(旧代表者) 東大阪市

住 所 荒本1-0-0

氏 名 循環 太郎

電話番号 000(000) 0000

※上記 : 代表者の変更がない場合は、現代表者を記載してください

力金交付要綱第7条の規定により、次のとおり変更いたします。

変更した項目に☑ (チェック) していただき、変更した項目のみ記載してください。

☒	(新)代表者	氏名:東大阪 次郎 住所:(〒0000-0000) 荒本1-0-0 電話番号:0000-0000-0000
☒	書類送付等 担当者 (代表者以外の場合のみ)	氏名:東大阪 花子 住所:(〒0000-0000) 荒本1-0-0 電話番号:0000-0000-0000
☒	実施世帯数	00世帯
☒	回収回数	年 12 回(月 1 回実施予定)
☒	回収日時	毎月 第 1 土曜日 9 時 00 分 までに排出 その他(10 月は秋祭りのため翌週に変更) ・雨天時(小雨決行) ・ へ延期 ・ 中止) ・祝日、年末年始等(変更なし・ 12 月第4週目 へ変更・中止)
☒	排出方法	1. 指定の回収場所に排出 2. マンションなど集合住宅のごみ・資源回収場所に排出 3. 各家庭の前に排出 4. 常設する古紙回収庫や回収ボックス 5. その他()
☒	排出場所	回収場所や回収区域の範囲が分かる地図を添付してください
☒	回収品目	1. 新聞 2. 雑誌・雑がみ 3. ダンボール 4. 古布(古着) 5. 紙パック 6. アルミ缶
☒	回収業者 (変更・追加)	業者名: 0000商店 ※別途「東大阪市再生資源集団回収業者申請書」を添付してください
☒	回収活動の 周知方法	1. 回覧板 2. 地域の掲示板など 3. チラシ等の配布 4. 町内放送 5. 周知はしていない 6. その他()
☒	情報提供	問い合わせ (可) ・ 不可) / ウェブサイト掲載 (可) ・ 不可)
☐	その他	

排出場所を変更の場合は、地図を別紙で添付してください。

回収業者を変更の場合は、回収業者申請書(様式第6)の記入を業者に依頼してください。

東大阪市再生資源集団回収業者名簿一覧

令和7年6月現在

登録 番号	会社名	所在地	連絡先	回収品目							
				新聞	雑誌類		ダンボール	古布	紙バック	アルミ缶	リターナルびん
					雑誌	雑がみ					
1	大阪紙業株式会社 東大阪事業所	東大阪市澁川町1-15-21	06-6725-0561	○	○	○	○	○	○	○	
2	北本紙業株式会社	東大阪市池島町2-2-18	072-986-3991	○	○	○	○	○	○	○	
3	共和紙料株式会社 長田営業所	東大阪市長田中5-2-8	06-6745-2351	○	○	○	○	○	○	○	
4	大和紙料株式会社 東大阪事業所	東大阪市古箕輪1-18-6	072-962-3255	○	○	○	○	○	○		
5	長進商会	東大阪市新池島町1-15-8	072-988-2407	○	○	○	○	○	○	○	
6	前田紙業株式会社	東大阪市新上小阪10-2	06-6721-4044	○	○	○	○	○	○	○	
7	大本紙料株式会社 東大阪工場	東大阪市加納5-10-28	072-806-1567	○	○	○	○	○	○	○	
8	旭進紙業 株式会社 本庄物流倉庫	東大阪市本庄西1-3-32	06-6745-0717	○	○	○	○	○	○	○	
9	株式会社 谷商店	東大阪市柏田西3-4-22	06-6728-8711	○	○	○	○	○			
10	まるせ商会	大阪市生野区中川3-6-19	06-6224-7917	○	○	○	○	○	○	○	
11	林商会	大阪市生野区小路東6-8-17	090-8935-1024	○	○	○	○	○	○		

東大阪市再生資源集団回収業者名簿一覧

令和7年6月現在

登録 番号	会社名	所在地	連絡先	回収品目							
				新聞	雑誌類		ダンボール	古布	紙バック	アルミ缶	リターナルびん
					雑誌	雑がみ					
12	寿産業	大阪市生野区中川西2-2-30	06-6715-0186	○	○	○	○	○	○		
13	TOP資源 株式会社	大阪市鶴見区今津北4-12-8	06-6969-6919	○	○	○	○	○	○	○	
14	新光資業 株式会社	大阪市平野区长吉出戸3-1-66	06-6799-2340	○	○	○	○	○		○	
15	株式会社 岡本商店	大阪市東成区中本2-4-2	06-6976-3818	○	○	○	○	○	○	○	
16	株式会社松本光春商店	八尾市美園町4-1-2	072-922-5341	○	○	○	○	○	○	○	
17	エコ なみはや	門真市上島頭618	072-885-6806	○	○	○	○	○		○	
18	瀧口商店	大東市野崎1-12-14	072-876-1244	○	○	○	○	○	○	○	
19	有限会社 谷山商店 四條畷営業所	四條畷市菰屋新町7-11	072-879-1152	○	○	○	○	○	○	○	
20	吉田商店	枚方市出屋敷西町1-25-15	072-847-0002	○	○	○	○	○	○	○	
21	旭宝資源株式会社	摂津市鳥飼本町3-5-13	072-654-1861	○	○	○	○	○	○	○	
22	やまもと商店	松原市西大塚1-9-23	072-336-7367	○	○	○	○	○	○	○	

※こちらの業者一覧に掲載されていない業者でもご依頼いただけます。

東大阪市再生資源集団回収奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活に伴って排出される廃棄物の中から再生可能な資源(新聞・雑誌等)の集団回収を自主的に行う地域住民団体に対して奨励金を交付することにより、ごみの減量と資源の有効利用を図ると共に、ごみ問題の意識向上を図ることを目的とする。

(交付対象団体)

第2条 奨励金の交付対象となる団体(以下「交付対象団体」という。)は、本市内の構成世帯数がおおよそ20世帯以上の地域の活動を行う自治会、その他の営利を目的としない地域住民団体とし、事業所、商店などの団体については対象としないものとする。

(団体の登録申請)

第3条 奨励金の交付を受けようとする交付対象団体(以下「申請団体」という。)は、「東大阪市再生資源集団回収実施団体登録申請書」(様式第1)により、あらかじめ市長に申請して登録を受けなければならない。

2 市長は、申請団体が1年以上継続して奨励金の交付申請をしないときは、その登録を取り消すことができる。

3 市長は、申請団体にこの要綱の目的にふさわしくない行いがあったと認められるときは、その登録を取り消すことができる。

(対象品目及び奨励金)

第4条 奨励金の交付対象とする再生資源の対象品目と奨励金は、別表第1のとおりとする。

(交付申請)

第5条 申請団体が奨励金の交付を受けようとするときは、「東大阪市再生資源集団回収奨励金交付申請書」(様式第2)を別表第2の期間区分に従い、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 集団回収事業実施内訳明細書(様式第3)

(2) 再生資源集団回収仕切伝票(様式第4)

3 年度途中で登録を受けた団体は、登録日以降の実施分について申請できるものとする。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査し奨励金を交付することが適当であると認めたときは、当該団体に奨励金を交付する。

(届け出義務)

第7条 申請団体は、団体名、代表者等を変更したときは、速やかに「東大阪市再生資源集団回収実施団体登録変更届」(様式第5)により市長に届け出なければならない。

2 回収業者を新たに登録又は変更する場合は前項に規定する変更届に「東大阪市再生資源集団回収業者申請書」(様式第6)を添付しなければならない。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、奨励金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 奨励金の申請に不正があったとき。
- (2) その他不適当と認められる事実があったとき。

(再生資源集団回収推進協議会)

第9条 再生資源集団回収をより一層推進拡大するとともに、各種啓発事業を実施するため、再生資源集団回収推進協議会を設置することができる。

2 再生資源集団回収推進協議会は、登録団体、再生資源回収業者、行政機関等で構成する。
(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年8月15日から施行し、平成3年10月1日分から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年8月1日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市再生資源集団回収奨励金交付要綱別表第2については、平成4年10月1日から適用する。
- 3 平成4年における集団回収の実施時期に限り、別表第2中「7月から12月」とあるのは、「10月から12月」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市再生資源集団回収奨励金交付要綱の規定は、平成8年1月以後に実施された集団回収に対する奨励金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市再生資源集団回収奨励金交付要綱の規定は、平成12年1月以降に実施された集団回収に対する奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市再生資源集団回収奨励金交付要綱の規定は、平成20年7月以降に実施された集団回収に対する奨励金から適用する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現に東大阪市紙パック回収奨励金交付要綱第3条に規定する登録を受けた申請団体は、改正後の東大阪市再生資源集団回収奨励金交付要綱第3条に規定する登録を受けたものとみなす。
- 4 改正前の東大阪市再生資源集団回収奨励金交付要綱及び東大阪市紙パック回収奨励金交付要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、改正後の東大阪市再生資源集団回収奨励金交付要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

(東大阪市紙パック回収奨励金交付要綱の廃止)

5 東大阪市紙パック回収奨励金交付要綱(平成9年10月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年12月2日から施行する。

2 この要綱による改正前のそれぞれの要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この要綱による改正後のそれぞれの要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月18日から施行する。

2 この要綱による改正前のそれぞれの要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この要綱による改正後のそれぞれの要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和4年6月6日から施行する。

2 この要綱による改正前のそれぞれの要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この要綱による改正後のそれぞれの要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月22日から施行する。

2 この要綱による改正前のそれぞれの要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この要綱による改正後のそれぞれの要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和6年8月30日から施行する。

2 この要綱による改正前のそれぞれの要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この要綱による改正後のそれぞれの要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

別表1

対象品目	奨励金額
新聞	1キログラムにつき5円
雑誌・雑がみ	
ダンボール	
古布(古着)	
紙パック	
アルミ缶	
リターナブルびん	1キログラムにつき4円

別表 2

期別	集団回収の実施時期	申請期限
上半期	1月から6月まで	7月末日
下半期	7月から12月まで	翌年1月末日

ぜつ
雑がみ
って何？



雑がみ図鑑

「雑がみ」には様々なものがあります。
雑がみの特徴を知って、正しくリサイクルしよう。
※禁忌品の定義は、古紙回収業者によって異なりますので、
詳しくは契約先の業者にご相談ください。

